## (仮称)上大岡C北地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書に係る手続について

項目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業
	条例第2条第2号に掲げる第1分類事業
	別表 10 高層建築物の建設
図書の提出	条例第8条第2項
	提出日:令和4年7月15日
図書の縦覧の公告	条例第9条第1項
	市報公告:令和4年8月5日
	(広報よこはま8月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッター
	で広報)
図書の縦覧	条例第9条第1項
	縦覧期間:令和4年8月5日~令和4年8月19日(15日間)
	縦覧場所:環境創造局環境影響評価課
	港南区役所区政推進課
	(横浜市中央図書館、港南図書館で閲覧、環境影響評価課ホーム
	ページで配慮書の全文公開を実施)
環境情報提供書の提出	条例第10条第1項
	提出期間:令和4年8月5日~令和4年8月19日
	配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。)を有す
	る者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面(以下「環境情
	報提供書」という。)を提出することができる。
	(環境影響評価課ホームページでも環境情報提供書の受付を実施)
配慮市長意見書の作成	条例第11条第1項
	環境情報に配意して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面(以下「
	配慮市長意見書」という。)を作成し計画段階事業者に送付
審査会への意見聴取	条例第11条第2項
	意見聴取依頼:令和4年8月18日
	配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く
配慮市長意見書の	条例第11条第3項
公告•縦覧	配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧

(裏面あり)

## 【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ

